

大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例について

あらゆる人権に関する課題解決に向けた取組を推進することにより、差別のない、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現を図るため、大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例を廃止するとともに、新たに条例を制定したものの。

1 経緯

- 本市では、平成8年3月に「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例（以下「前条例」という。）」を制定し、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、あらゆる差別の撤廃と人権の擁護に努めてきた。
- しかしながら、近年は、人権に関する問題は、複雑化・多様化が進み、社会における人権意識はますます高まるとともに、他都市においても人権に関する条例の制定・改正の動きが活発化している。
- 前条例は、制定以降、大きな改正が行われておらず、時代の変化に伴う新たな課題や多様な人権問題に十分な対応ができていない。
- 令和7年2月に発覚した官製談合事件を受けて設置された第三者調査委員会報告書では、「前条例第4条の「就労対策、産業の振興」が本件入札情報漏示事件の発生の一因になったことに鑑みれば、前条例の廃止又は改正を検討すべきである」との意見が付された。



前条例を廃止し、新たな条例を制定する方針を決定

2 新条例の概要・目的

- 国際化、情報化、少子高齢化の進展により、人権に関する問題は、より複雑かつ多様化している。
- 社会全体の人権意識の高まりとともに、新たに生起又は顕在化した人権課題が存在するほか、インターネットを介した人権侵害も深刻化している。
- 企業に対しても人権尊重に向けた取組が求められるようになっている。

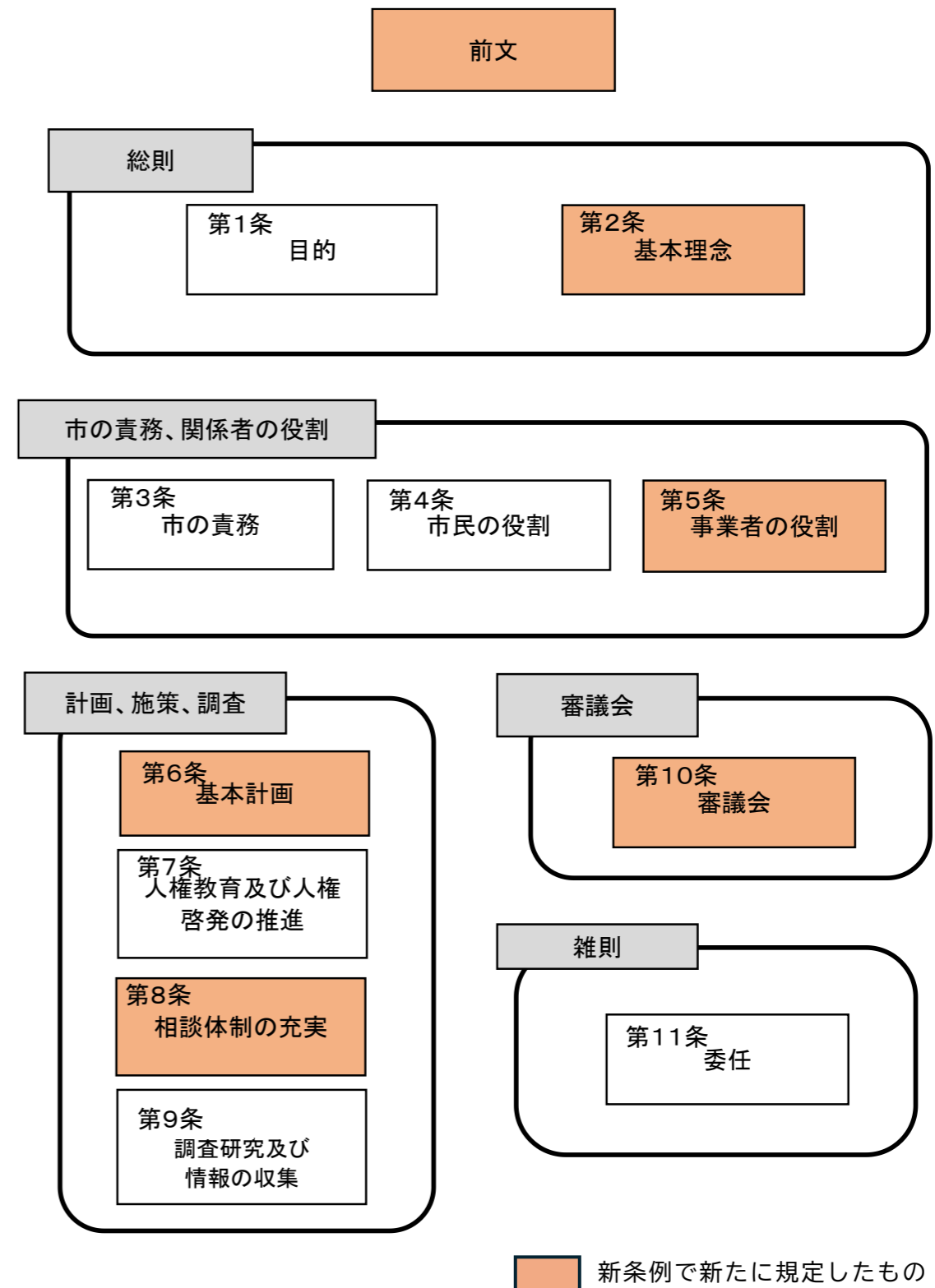


- 性別、年齢、障がい、社会的身分、門地等を理由とした人権侵害のほか、性的指向、性自認といった性の多様性や情報化の進展に伴うものなど新たな人権課題等を意識しつつ、人権全般を対象とする条例とする。
- 差別は許されないという考えのもと、あらゆる人権課題の解決に積極的に取り組む姿勢を明確に示す。
- 様々な人権課題等について基本理念を共有するとともに、あらゆる人権課題に対し、総合的に人権施策を推進するための指針とする。



市民、事業者、行政が一体となり、差別のない、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現に寄与することを目的とする。

3 条例構成図



4 新条例の内容（要旨）

前 文

- ・ 日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護等に取り組んできた一方で、今日もなお、性別、年齢、障がい、社会的身分、門地等を理由とする人権侵害が存在するとともに、人権問題の複雑化、多様化が進んでいること。
- ・ 私たちが目指すのは、すべての人が等しく個人として尊重され、自分らしく生きることが出来る平和な社会の実現であること。
- ・ そのために、私たち一人ひとりが人権問題についての理解と認識を深め、互いの人権を尊重し合い、多様性を認め合うとともに、あらゆる差別は許されないということを確認し、行動していくことが求められていること。
- ・ 市、市民及び事業者が共に力を合わせて、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現に向け、努力を続ける決意を表明し、この条例を制定すること。

第1条（目的）

一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくりに関し、基本理念等を定めるとともに、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取組を推進し、差別のない、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現に寄与すること。

第2条（基本理念）

すべての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを基本理念とすること。

第3条（市の責務）

- ① 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- ② 人権施策の推進に当たっては、公正中立にこれを行うこと、及び市民、事業者、国、他の地方公共団体等との緊密な連携に努めなければならないこと

第4条（市民の役割）

- ① 市民は、あらゆる場面において互いの人権を尊重するとともに、自らも人権意識の高揚に努めること。
- ② 市の人権施策に協力するよう努めること。

第5条（事業者の役割）

- ① 業者は、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重すること、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めること。
- ② 市の人権施策に協力するよう努めること。

第6条（基本計画）

- ① 市は、人権施策を実施するための基本計画を策定しなければならないこと。
- ② 基本計画は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めること。
- ③ 基本計画を策定、変更するときは、審議会の意見を聴かななければならないこと。
- ④ 基本計画を策定、変更したときは速やかに公表しなければならないこと。

第7条（人権教育及び人権啓発の推進）

市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進すること。

第8条（相談体制の充実）

国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、必要な相談体制の充実に努めること。

第9条（調査研究及び情報の収集）

人権施策の実施に必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

第10条（大分市人権施策推進審議会）

- ① 人権施策の推進に関し、次に掲げる事項を調査し、及び審議するための審議회를置くこと。
 - (1) 第6条（基本計画）の規定によりその意見を聴くこととされた事項
 - (2) 基本計画の実施状況に関する事項
 - (3) その他人権施策の推進に関し市長が必要と認める事項
- ② 審議会は、基本計画の実施状況その他人権施策の推進に関する重要事項について、市長に建議することができること。
- ③ 審議会は、委員17人以内をもって組織すること。
- ④ 委員は、学識経験者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱すること。
- ⑤ 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- ⑥ 委員は、再任されることができること。

第11条（委任）

附 則（施行期日）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。